■ 太田川駅周辺地区街並みづくり協定　　細則

街並みづくり基本方針

（太田川駅周辺地区土地区画整理事業地内の全域を対象）

① 「東海市の顔」にふさわしい街づくり
② 緑と花が豊かな街づくり
③ 弱者に優しいバリアフリーに配慮した街づくり
④ 訪れても住んでも快適な街づくり

街並みづくり基本方針は、区画整理事業区域内の建築物等に守っていただきたいルールです。

優先的街並み形成地区

① 駅前広場周辺地区
② 50m遊歩道沿道地区
③ 15m遊歩道沿道地区
④ 太田川駅北線沿道地区
⑤ 太田川駅前線東側沿道地区

上記①～⑤の優先的街並み形成地区で、建築物等の新築や改築をする場合は、地区別に定めた街並みづくりルールと適合するようにいていただくとともに、ルールとの整合を確認するため、事前に行為の内容を届出してください。

※街並みづくりルールが適用されるのは、上記区域内の【駅前広場】【広幅員歩道】【(都)大田川駅前線】【(都)太田川駅北線】【(都)太田川駅東線】に面する敷地とします。

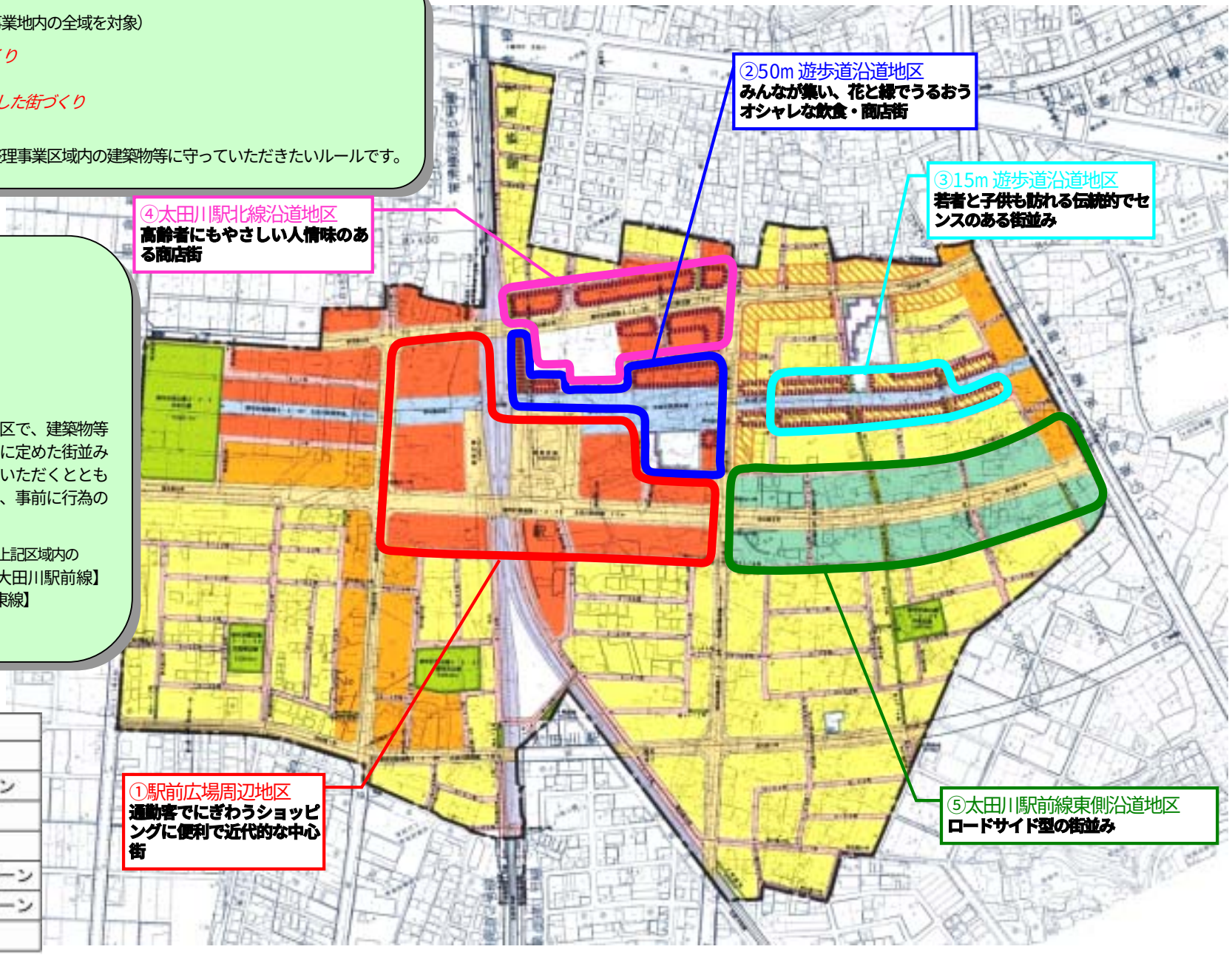

ゾーニング凡例	
	商業ゾーン
	沿道商業・業務ゾーン
	中高層住居ゾーン
	低中層住居ゾーン
	低中層店舗・住居ゾーン
	歩いて楽しい商業ゾーン
	区画整理事業区域